

令和6年9月30日招集

## 第6回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

# 令和6年度 第6回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日(月) 午前9時30分から午後10時50分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員：(22名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	5. 仲川 康一
6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆	9. 土屋 七司
10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝	14. 佐々木 雅文
15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿	18. 金切 秀明
19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実	22. 久保 守
23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣		

4. 欠席委員：(2名) 4. 民部 猛 13. 北見 尚志

5. 傍聴者：(なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第2号 非農地判断について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定について  
議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について  
議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について

(3) 協議・報告事項

- 1) 農地部会協議報告事項について
  - ① 農地の転用事実に関する照会について（新潟地方法務局佐渡支局）
  - ② 農地法施行規則29条の届出について
  - ③ 農地転用事実確認願について
  - ④ 農地法第18条の規定による通知について
- 2) JA推薦委員からの連絡事項等について
- 3) 会務報告・会務予定について
- 4) 令和6年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見照会について
- 5) 地域計画第3回「協議の場」及び中山間地域等直接支払制度次期対策説明会の開催に伴う出席依頼について
- 6) その他

## 7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実  
主任 池 剛宏

## 8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第6回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	<p>ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。4番民部委員、13番北見委員の2名でございます。</p> <p>ただ今の出席委員は、委員定数24名中、22名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	「異議なし」の声がありましたので、7番山田委員、8番本間隆委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。9月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	<p>9月分の農地部会を9月20日に開催しまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。</p> <p>また、現地確認については、各地区の農業委員、推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」8件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願です。今月8件、田12筆15,284平米、畑5筆12,075平米、合計27,359平米。</p> <p>案件番号1番、鷺崎の方からの申請になります。鷺崎の田2筆328平米、畑1筆2,988平米、合計3,316平米。農地の荒廃化が著しく、復元しても継続利用が困難なため、原野で整理するものです。</p> <p>案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、</p>

	議案書に記載のとおりです。以上、8案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った2番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号1番について、8月23日に農業委員1名、推進委員2名、事務局2名とで現地を確認しました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議ください。
議長	次に、案件2番について現地調査を行った9番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号2番ですが、9月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件3番から5番について、現地調査を行った私から報告します。案件3番、4番については7月22日農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。進入路はなく、とてもそこまでいけないという状況でございまして、荒廃化が著しいということで、非農地の要件に該当すると思います。5番の案件についても同じく7月22日に現地確認を行いまして、急傾斜となっていまして、農地として耕作できないという状況でございます。非農地の要件を満たしております。
議長	次に、案件6番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号6番について、8月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。議案書に記載のとおり、荒廃化し森林の様相で、非農地の基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件7番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いします。
18 金切 秀明	案件番号7番について8月27日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局の説明のとおり利用状況等にも記載されている状況となっていました。非農地の基準を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	次に、案件8番について現地調査を行った14番佐々木雅文委員から報告をお願いします。
14 佐々木 雅文	案件番号8番につきましては、7月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。以前はタバコの作付けということで、しっかりと管理をされていましたが、その方も亡くなりまして現在の所有者については、不在地主という

	ことでなかなか管理もできないということで、現地を見たところ森林の様相であり、農地として復元は無理だという判断をいたしました。非農地の基準は満たしていると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。  (意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から8番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」8件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「非農地判断」41件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の5ページから16ページをご覧ください。今月は41案件ございます。 案件1番、米郷地内の畠1筆、148平米について、再生利用が困難な農地の区分になっており航空写真図で確認した結果、森林化していることから非農地の条件を満たしていると思われるものになります。案件2番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。 今月の案件は41件とも所有者並びに現任の担当委員の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認しております。 非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。
議長	それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。  (意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件1番から41番について採決を行います。これらの案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 非農地判断について」41件を原案のとおり決定することにいたします。

	<p>次に、「農地法第3条の規定による許可申請」8件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条許可申請になります。今月8件、田15筆 22,643平 米、畑3筆 784平米 合計 23,427平米。</p> <p>案件番号1番、兵庫県神戸市の方から旭の方に、大和の田1筆 992平米売買にな ります。令和5年10月26日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号2番、梅津の方から梅津の方に、梅津の畑1筆 107平米売買になります。 7月25日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号3番、東京都練馬区の方から平清水の方に、平清水の田2筆合計 1,530 平米贈与になります。8月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号4番、東京都練馬区の方から平清水の方に、平清水の田1筆 249平米贈 与になります。8月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号5番、上越市の方から新穂瓜生屋の方に、新穂瓜生屋の田2筆 1,676平 米、畑1筆 354平米売買になります。9月24日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号6番、金丸の方から真野新町の方に、金丸の畑1筆 323平米売買になり ます。9月26日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号7番、新潟市の方から四日町の方に、三宮、四日町、長石、竹田の田7 筆合計 15,486平米売買になります。畠野地区は9月27日、真野地区は9月26日 に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号8番、住吉の方から羽茂飯岡の農地所有適格法人に、羽茂飯岡の田2筆 合計 2,710平米売買になります。7月22日に現地確認を行いました。案件すべて 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、議事参与案件は案件1番の1件です。説明は以上です。</p>
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った21番渡邊実委員から報告をお願 いします。
21 渡邊 実	案件番号1番について、昨年の10月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現 地確認しました。申請地は基盤整備が終わって間もないところなので問題はないか と思います。つきましては、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可基準を満た していると思われます、ご審議をよろしくお願ひします。
議長	次に、案件2番について現地調査を行った2番渡邊秀一委員から報告をお願いし ます。
2 渡邊 秀一	案件番号2番について、7月25日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確 認しました。畠で野菜を作っておりますので、問題ないと思います。農地法第3条第 2項各号には該当せず許可要件を満たしていると思います。ご審議よろしくお願ひ します。
議長	次に、案件3番、4番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお 願いします。
5 仲川 庸一	案件番号3番、4番について、8月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地

	を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしています。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件5番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いします。
18金切 秀明	案件番号5番につきまして、9月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。耕起されており、草刈もきちんとされておりました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	次に、案件6番、7番について現地調査を行った23番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23佐々木 隆正	案件番号6番、7番について、9月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。案件6番、7番共、適正に管理されておりました。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていましたので、ご審議お願ひします。
議長	次に、案件8番について現地調査を行った19番大野委員から報告をお願いします。
19大野 雄一郎	案件番号8番につきまして、7月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件1番について採決を行います。7番山田委員の退席をお願いします。
	(委員 退席)
議長	それでは、案件1番について、原案のとおり許可することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」案件1番を許可することに決定いたします。
	(委員 着席)

議長	次に、案件2番から8番までについて、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」案件2番から8番を許可することに決定いたします。
	次に、「農地転用事業計画変更承認申請について」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第4号、農地転用事業計画変更承認申請についてです。19ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条、第5条による転用許可を受けた後、当初の目的を達成することが困難となり、その事業計画を変更したい場合には計画変更申請の承認が必要となるため、申請のあったものです。</p> <p>申請者は羽茂大崎の方です。申請地は羽茂村山の畠1筆1,304平米の内、104平米です。変更内容は令和4年9月30日に佐農委許可第4011号により、加工流通施設の増築を目的に農地法4条の許可を受けたものですが、工事に着手しようとしたところ、予算内での工事ができないことが判明したため、予算内で工事を行うため増築の場所を変更するとともに、工事の完了日を変更するものです。申請地の場所は20ページの地図をご覧ください。場所は羽茂地区国道350号線沿いの村山バス停から小木方面へ2.3キロメートル。一里塚の対面に位置しています。申請地周辺は農地の広がりがある第1種農地であります。第1種農地原則転用は出来ませんが、許可基準に住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続し設置されるものに該当するので、転用可能となっています。以上のとおり要件を満たしています。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った19番大野委員から報告をお願いします。
19大野 雄一郎	こちら案件番号1番につきまして、7月22日に現地を確認いたしまして、事業実施しようとして金額が大きくなつたということで、止むを得ないものでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。「議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請」1件を承認とすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地転用事業計画変更承認

	<p>申請」1件を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請です。21ページをご覧ください、5条申請1件、畠1筆327平米です。</p> <p>案件番号1番、譲受人が2名で佐和田の方1名、三宮の方1名、譲渡人が茨城県の方です。申請地は三宮の畠327平米、所有権の移転売買です。変更目的は住宅の新設です。申請理由は申請地へ住宅を新築したいというものです。申請地は22ページの地図をご覧ください。主要地方道両津・真野・赤泊線バス停から北西に約800メートルに位置し、農業公共投資の対象となつてない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地ではなく立地基準は問題ありません。排水は下水道へ排水することから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金と借入金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った10番忠野委員から報告をお願いします。
10忠野 佳純	案件番号1番について、9月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。事務局の説明のとおり、申請地は古い住宅を解体した更地となった土地の脇の畠で集落内に存在する生産性の低い農地。住宅を新築するための宅地として利用するもので、止むを得ないものと思います。ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請」、1件を許可することに決定いたします。
	次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、23ページから25ページです。</p> <p>案件1番、金井地区中興、畠野地区畠野、真野地区金丸地内の田9筆、計14,782平米について、金丸の方から金丸の方へ、新潟県農林公社を通して売買するものです。譲受人、譲渡人及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。</p>

	以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定」4件について原案のとおり決定することにいたします。
	次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」12件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は26ページから34ページで、今月は12案件ございます。
	案件1番、原黒地内の田7筆、計5,457平米について、新潟市の方から吾潟の方へ令和6年11月1日から令和11年10月31日まで5年間再設定により貸借するものであります。借り手、貸し手及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。
	以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から12番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」12件を原案のとおり決定することといたします。
	次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。議案

	<p>書は、35 ページから 37 ページまでで 2 件ございます。35 ページに意見の照会文書、36 ページに意見書のひな型、37 ページに計画案となります。</p> <p>案件 1 番、畠野地区畠野の耕作者が、畠野地内の田 1 筆 3,017 m<sup>2</sup>を中間管理機構から令和 11 年まで引き続き 5 年間借り受けるものです。案件 2 番以降の耕作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>この内容は、令和 4 年 11 月まで農地中間管理事業の農用地利用配分計画案として提案していたものと同様に、農地中間管理機構から耕作者について利用権を設定する案件ですが、この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき市町村から依頼がある毎に、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がありませんので「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。</p> <p>それでは、日程第 3 「協議・報告事項」に入らせていただきます。(1) 農地部会協議報告事項として、はじめに、「農地の転用事実に関する照会について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、38 ページをご覧ください。今月法務局照会 1 件です。申請者が千葉県の方で、土地の表示は山田の田 1 筆 14.68 平米、畠 1 筆 3.57 平米です。現況は非農地。農地として利用できない些少な土地となります。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、「農地法施行規則第 29 条の届出について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 39 ページをご覧ください。農業用施設に係る届出となります。今月 1 件ございます。吉岡の方からの届出です。場所は吉岡の畠 1,088 平米の内、4.2 平米。農機具格納庫の建築です。工事期間は令和 6 年 12 月 31 日までとなっています。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、「農地転用事実確認願」 3 件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>40 ページをご覧ください。転用事実確認願 3 件です。農地転用許可を受けた後、転用が計画どおり完了していて地目変更登記るために必要な証明書の発行となります。</p> <p>1 件目は、申請者は北狄の方で、土地の表示は北狄の田 1 筆 154 平米です。転用目的は観光花壇で整備し利用済みです。平成 3 年 3 月 1 日に新潟県佐農地第 5010 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 3 年 3 月 31 日です。現地は地元委員により確認済みです。</p> <p>2 件目は、申請者は上矢馳の方で、土地の表示は市野沢の田 5 筆 1,722 平米です。転用目的は貸店舗及び貸駐車場で整備し利用済みです。平成 7 年 10 月 11 日に新潟県佐農地第 5055 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成 8 年 2 月 28 日です。現地は地元委員より確認済みです。</p> <p>3 件目は、申請者は 2 件目と同じ上矢馳の方で、土地の表示は市野沢の田 3 筆 2,399 平米です。転用目的は貸店舗及び貸駐車場で整備し利用済みです。平成 18 年 4 月 18 日に「佐振農地第 5030 号」で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成 18 年 12 月 21 日です。現地は地元委員より確認済みです。確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 41 ページから 48 ページで 16 件ございます。今月は、受け手が不在となる利用調整案件が金井地区に 4 件ありますので、受け手探しにご協力をお願いいいたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。</p> <p>次に、(2) 「JA 推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。JA 推進委員からお願ひします。</p>
J A 推進委員	<p>(JA 推進委員説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願ひします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>以上で、JA 推薦委員からの連絡事項は終わりました。</p> <p>次に、(3) 「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問ご意見のある方はお願ひします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(4)「令和6年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見照会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	次に、(5)「地域計画第3回協議の場及び中山間地域等直接支払制度次期対策説明会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	次に、「その他」に入ります。皆様何かありますでしょうか。
	(意見、質問なし)
議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 7番 山田 隆生

署名委員 8番 本間 隆